



お気軽に
ご相談ください。

福祉事務所子育て支援係
ふくしま
福嶋 いつ子さん

ご存知ですか？ 不妊治療費助成

問 / 福祉事務所子育て支援係 ☎72-1123(内線505)

助成上限額は以下のとおりです。

対象治療	助成額の上限
一般不妊	保険適用：5万円/年 保険適用外：10万円/年
特定不妊	7万5,000円/1回の治療 ※治療内容によっては 3万7,500円/1回の治療
男性不妊	2万5,000円/1回の治療
不育症	4万円/1回の妊娠期間

現在、不妊の検査や治療を受けたことのある夫婦は、日本の夫婦全体で5・5組に1組の割合に相当します。

また、2015年の日本の全出生数の約20人に1人は不妊治療により誕生しています。

本市でも、不妊症・不育症と診断を受け、治療を行っている夫婦に対し、治療費の助成を行っています。

★助成内容

○一般不妊治療費Ⅱ治療にかかる自己負担額

○特定不妊・男性不妊・不育症治療Ⅱ治療にかかる自己負担額から宮崎県（特定不妊治療・男性不妊治療は宮崎市も可）の助成事業の支給額を差し引いた額



★申請期間

●一般不妊治療
治療中でも申請できます。治療が終了した方は「治療が終了した日を含む月の末日から2カ月以内」に、治療を受けることに申請される方は「申請する治療期間の最終日を含む月の末日から2カ月以内」に申請を行ってください。

●特定不妊治療・男性不妊治療
県または宮崎市の給付決定を受けた日を含む月の末日から3カ月以内に申請を行ってください。

不妊症、不育症治療にかかる経済的な負担を少しでも軽くしたいという思いから行っている事業です。手続きに行くのが：と思う方は、書類が整っていれば、代理の方でも申請は可能ですので、ぜひご活用ください。ご不明な点などありましたらお問い合わせください。

ハッピー スマイル

のきた いろは
梶田 彩晴ちゃん

平成30年3月30日生

のきた いっさ のぞみ
梶田一旭さん・望美さんの長女
(福島地区・西小路2区)



育児は未知の世界ですが、毎日子どもの変化を感じられるので楽しいです。昨年5月に串間に来て、子育て支援センターをよく利用しますが、いろんな方と話や相談ができるので助かっています。子どもには環境にとらわれず、進む道を自分で切り拓いていってほしいですね。

Happy Smile

子育て info

●3月6日(水)1歳6カ月児健診

●3月13日(水)乳児健診

それぞれ、対象児には個別に案内しています。

●予防接種

予防接種は病気にかかる前に接種しておくことが大事なポイントです。「生後2カ月からのワクチンデビュー」をおすすめしています。

●麻しん風しんワクチン

予防のために麻しん風しんワクチン(MRワクチン)を接種しましょう。
第1期 生後12月から生後24月までの間にある子ども
第2期 5歳以上7歳未満の年長児にある子ども
(未接種の方はお早めに!)

子ども医療費助成 制度について

問 / 福祉事務所こども政策係 ☎72-1123(内線507)

すくすく のびのび

子育て支援情報

医療費助成制度で 子育てを応援します！

串間市では子育てしやすいまちづくりを目指し、さまざまな子育て支援を行っています。子ども医療費助成制度は、子どもに係る医療費を助成することにより、子どもの健やかな成長と子育ての

経済的支援を目的とした制度です。助成対象は串間市内に住む中学3年生までの子どもで、病気のけがなどで医療機関を受診あるいは入院した場合の保険診療分の医療費を助成します。

《子ども医療費受給資格証の基本的な使い方》

県内の医療機関を受診した場合

病院の窓口で子ども医療費受給資格証(小中学生：薄紫色のカード、未就学児：サーモンピンクのカード)と保険証を提示→保険診療内であれば自己負担は発生しません。
※保険診療外の場合は自己負担が発生します。



県外の医療機関を受診した場合

子ども医療費受給資格証は使えません。一度、保険証のみを提示して2割もしくは3割分を負担します。
その後、串間市福祉事務所窓口で申請を行い、自己負担分の助成を受けます。
※申請期間は受診日から1年以内となっています。1年を過ぎると助成が受けられなくなりますのでご注意ください。

●4月から小学1年生になるお子さんの医療費証が変わります。
平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれのお子さんについては、4月1日から医療費証がこれまでのサーモンピンクから薄紫色に変わります。サーモンピンクの医療費証は利用できなくなりますのでご注意ください。新しい医療費証は、3月中旬に郵送予定です。

●医療費証の登録内容に変更があった場合は手続きが必要です。
氏名・住所・健康保険証・振込先口座番号・口座名義に変更があった場合は変更手続きが必要です。手続き場所は串間市総合保健福祉センター1階の福祉事務所でを行っています。
・持ってくる物：子ども医療費証・印鑑
変更項目により、健康保険証・振込先の通帳が必要になります。

●この場合は子ども医療費助成の対象外となります。
串間市の子ども医療費は、条

例により、串間市に住所を有するお子さんが対象となります。進学などで住所を移されたお子さんは対象外になりますのですみやかに返還してください。
また、学校やその通学中などにケガをした場合は、スポーツ振興センターから給付金が支給されますので医療費証は使えません。

もし誤って使ってしまった場合は、助成額を全額返還していただきます。

★医療機関への適正受診にご理解とご協力をお願いします★
・救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診しましょう。
・同じ病気で複数の医療機関を受診する「はしご受診」は控えましょう。
・普段の健康管理をしてくれる「かかりつけ医」を持ちましょう。
・お薬手帳を活用しましょう。
・「ジェネリック医薬品(後発医薬品)」を活用しましょう。